

(2) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

1 事業の目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2 補助対象事業者

※千葉県内（千葉市・柏市・船橋市を除く）に所在する事業所に限る

- ・ 障害者支援施設事業者
- ・ 共同生活援助事業者
- ・ 居宅介護事業者
- ・ 重度訪問介護事業者
- ・ 短期入所事業者
- ・ 重度障害者等包括支援事業者
- ・ 障害児入所施設事業者

3 補助対象経費

(1) 介護ロボット等の導入経費

- ・ 備品購入費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 役務費

(2) 通信環境整備に係る経費

※障害者支援施設、共同生活援助における見守り機器の導入に伴う経費に限る

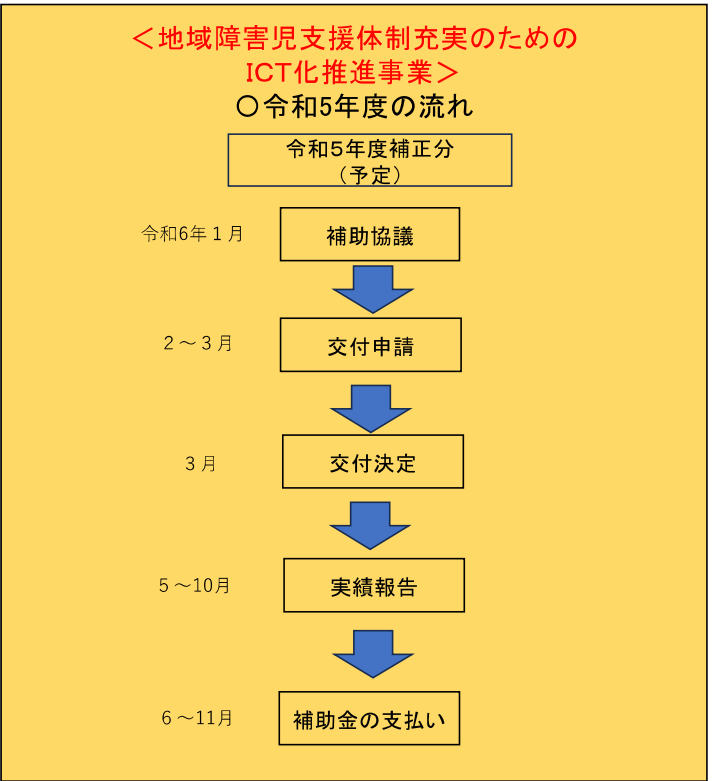
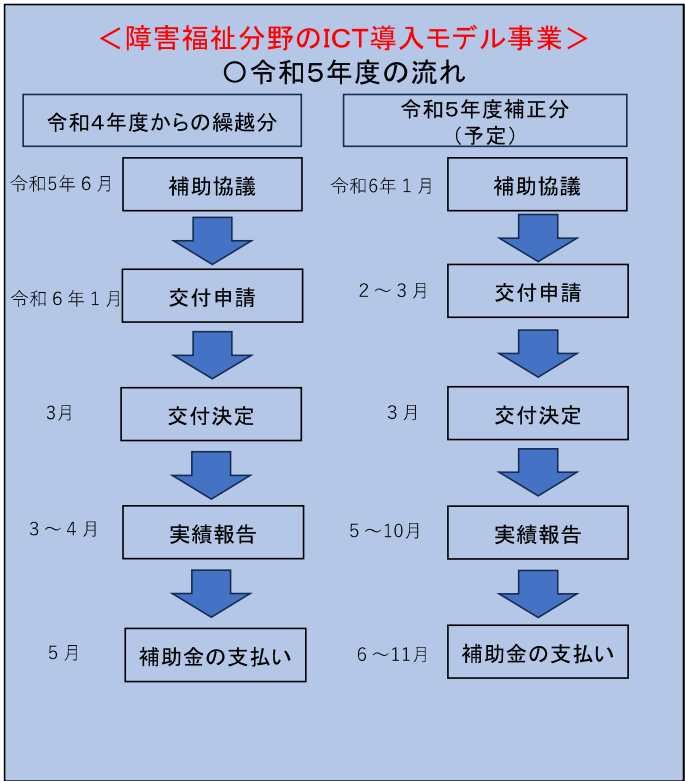
- ・ Wi-Fi環境整備に要する経費
- ・ 職員の情報共有に用いるインカム
- ・ システム連動に要する費用

4 補助率・補助対象機器

(1) 補助率 国 1 / 2、県 1 / 4、事業所 1 / 4

(2) 補助対象となる介護ロボット等

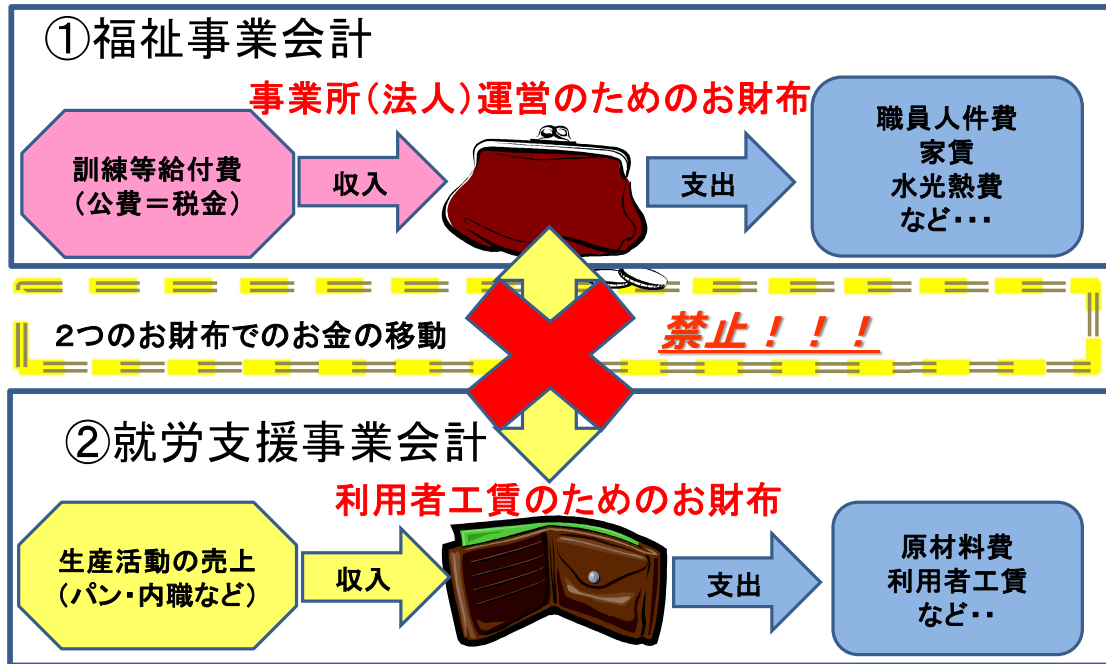
機器用途	内容
(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器



4. 適切な工賃（賃金）の支払いについて

4適切な工賃(賃金)の支払いについて

★ 就労系の事業所には異なる会計(お財布)が2つある

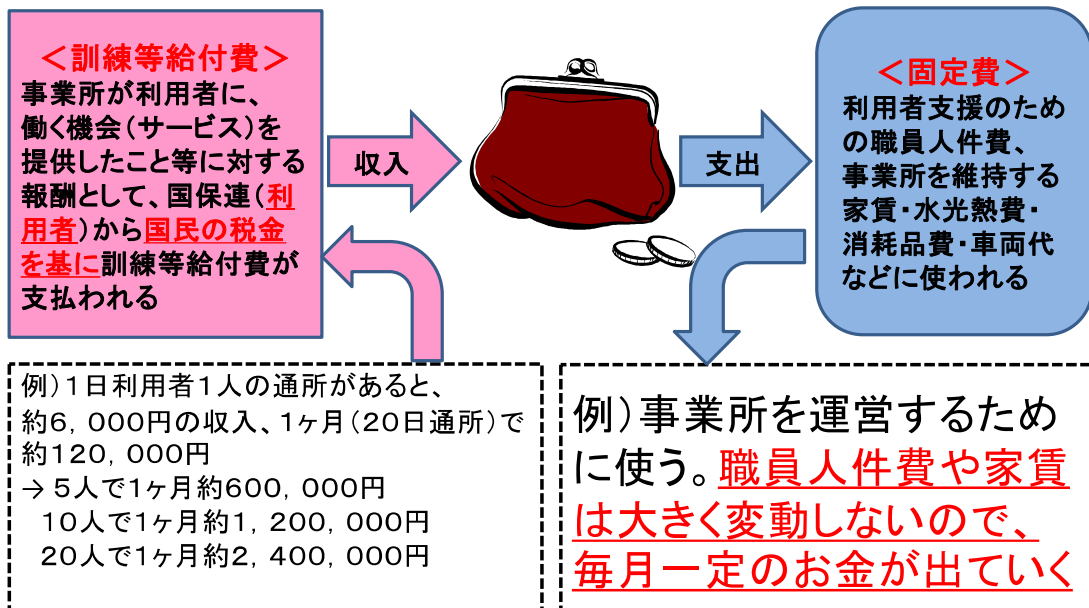


千葉県障害福祉事業課

29

福祉会計

<①福祉事業会計> 事業所(法人)運営のためのお財布

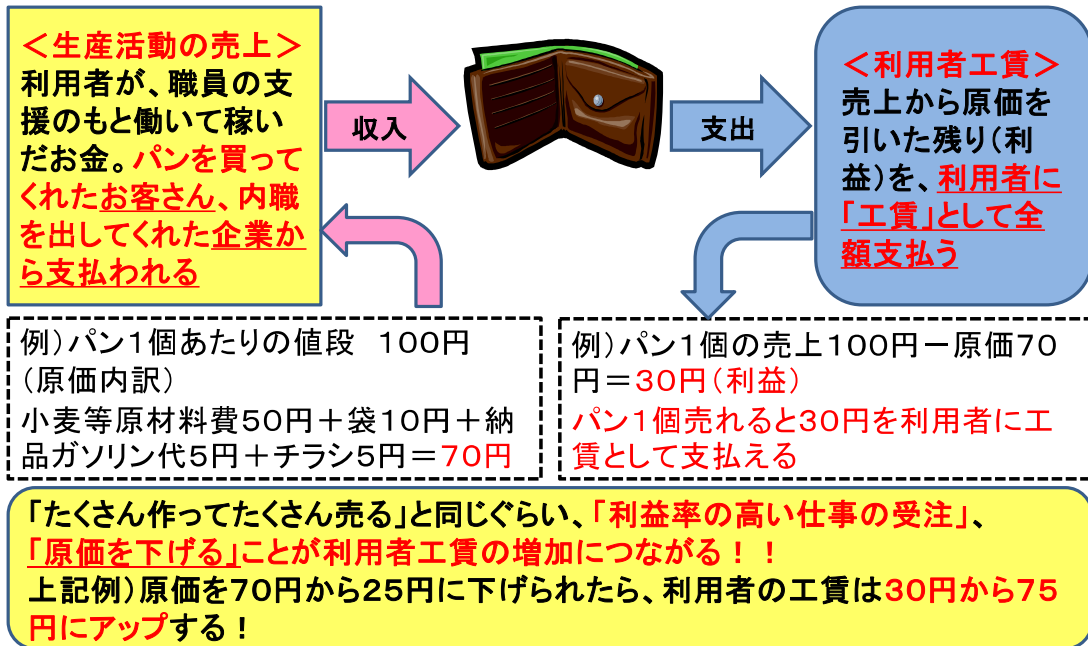


千葉県障害福祉事業課

30

就労会計

<②就労支援事業会計>利用者工賃のためのお財布



千葉県障害福祉事業課

31

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
就労継続支援事業所における
就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究

就労支援事業会計の
運用ガイドライン

目次

- 1 ガイドライン作成の背景
- 2 目的と方向性
- 3 基本的な考え方
 - 1) 就労支援事業会計とは
 - 2) 就労支援事業会計の対象事業
 - 3) 就労支援事業会計における会計区分
 - 4) 就労支援事業会計における作成書類
 - 5) 就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分
- 4 標準的な処理方法
 - 1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分
 - 2) 共通経費の按分処理
 - 3) 就労支援事業会計において留意すべき会計処理
- 5 資料

就労支援事業会計の運用ガイドライン 5

千葉県障害福祉事業課

32

工賃(賃金)支払いのルール①

利用者への賃金及び工賃に関しては、各事業の指定基準及び解釈通知において次のように定められています。

事業	内容
就労継続支援 A 型	(指定基準第 192 条) <ul style="list-style-type: none"> 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (解釈通知第11の3(4)) <ul style="list-style-type: none"> 指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しない(以下省略)
就労継続支援 B 型	(指定基準第 201 条) <ul style="list-style-type: none"> 利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
就労移行支援	(指定基準第 85 条、第 184 条) <ul style="list-style-type: none"> 生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
生活介護	

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」から抜粋

千葉県障害福祉事業課

33

工賃(賃金)支払いのルール②

$$[\text{生産活動収入}] - [\text{生産活動に係る経費}] = [\text{利用者に支払う賃金・工賃}]$$

生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じません。

ただし、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に積立金を計上することが認められており、その年度に積立てた金額までは、生産活動に係る余剰金が生じてよいこととされています。

※ここでいう生産活動収入及び生産活動に係る経費は、現預金の収支に基づくものではなく、収入は実現主義、経費は発生主義に基づく、いわゆる損益ベースにより計上されるものであることに留意してください。

特に、社会福祉法人においては、資金収支計算書における支払資金の増減に基づいて計上されるものではないことに留意してください。

生産活動に係る余剰金の状況により求められる対応



「就労支援事業会計の運用ガイドライン」から抜粋

千葉県障害福祉事業課

34

会計をまとめると

(1) 前提

- 障害福祉サービスごとに会計を分けなければならない
- 多機能型事業所もそれぞれのサービスごとに会計を分けなければならない
- その会計とは、2つ存在する ①福祉事業会計 と ②就労支援事業会計

(2) 福祉事業会計

- 収入はサービスを提供した報酬である訓練等給付費
- 支出は事業所を運営するための固定費(家賃、水光熱費、職員給与 等)
- 余剰金→可

(3) 就労支援事業会計

- 収入は生産活動を行った売上(パンの売上)
- 支出はその生産活動を行うための経費(小麦仕入れ代、販売のガソリン代、利用者賃金・工賃)
- 余剰金→原則不可(例外は各論で、工賃変動積立金or設備等整備積立金のみ)

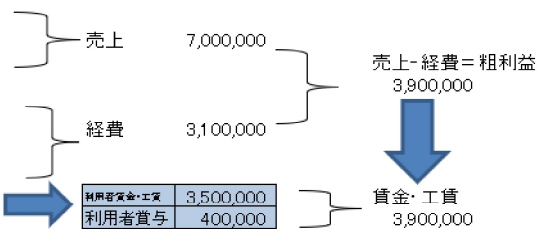
数字で見ると

4. 例

福祉事業会計	収入	訓練等給付費	20,000,000
		利用者負担金	2,000,000
		寄付金	500,000
		(計)	22,500,000
	支出	家賃	2,400,000
		水光熱費	600,000
		職員給与	15,000,000
		旅費	500,000
		消耗品費	100,000
		設備費	200,000
		印刷費	100,000
		修繕費	100,000
		減価償却費	100,000
		(計)	19,100,000
差引	3,400,000		

←余剰金可 法人としてはここで利益を出して行くことになる

就労支援事業会計	収入	パン売上	3,000,000
		クッキー売上	2,500,000
		内職	1,500,000
		(計)	7,000,000
	支出	材料購入費	2,400,000
		包装資材等費	600,000
		外注費	0
		運搬費	100,000
		利用者賃金・工賃	3,500,000
		利用者賞与	400,000
(計)	7,000,000		
差引	0		



←余剰金不可
※利益は全て利用者に還元しなくてはいけない

「工賃変動積立金」

当該年度の工賃(賃金)が前年度を下回らない場合に限り、以下のルールで計上できます。

・「工賃変動積立金」は各年度では過去3年間の平均工賃の10%までしか積み立てられません(上限は過去3年間の平均工賃の50%以内)。

また、事業所を開設した初年度は積み立てられず、2年度目から積み立てが可能です(その場合の積立額は1年目の10%以内)。

「設備等整備積立金」

当該年度の工賃(賃金)が前年度を下回らない場合に限り、以下のルールで計上できます。

・「設備等整備積立金」は各年度では就労支援事業収入の10%以内までしか積み立てられません(上限は資産の取得価額の75%以内)。



5. 建物の建築基準等（耐震化）について

社会福祉施設等における耐震化の建物の促進について

- 新規開設時（住居追加）において、建物の安全性等の状況を確認してください。
- 昭和56年6月1日以前の建築の建物を利用とする場合は、建物所有者に新耐震基準における診断の有無を必ず確認してください。
- なお、昭和56年6月1日以前の建築の建物でも耐震診断に基づき、新耐震基準に適合している建物の場合もあります。
- また、耐震化工事を行っている建物もありますので、耐震診断の結果の写しなどで安全性を確認してください。

6. グループホーム等支援ワーカー事業 について

千葉県障害者グループホーム等支援事業 (実施状況等)について

①事業目的

- 本事業は、障害者のグループホーム及び生活ホーム（以下「グループホーム等」という。）のバックアップ体制を強化し、グループホーム等の量的拡充と質的向上を図ることにより、グループホーム等で暮らす障害のある方の生活の質の向上と、施設入所者や在宅障害者等のグループホーム等を利用した地域生活への移行を促進することを目的としています。

②障害者グループホーム等支援ワーカー

- ▶ 障害者グループホーム等支援ワーカーは、千葉市、船橋市、柏市を除く、健康福祉センター（保健所）圏域ごとに千葉県内12か所に配置されています。障害者のグループホーム・生活ホームに関する様々な相談に応じ、支援を行っています。

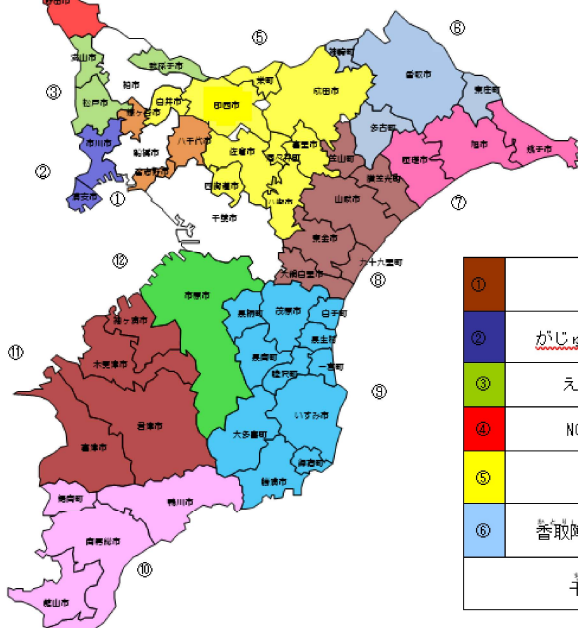
千葉県障害者グループホーム等支援事業 (実施状況等)について

③事業内容

No.	事業の概要	具体的な内容
1	グループホーム等に対する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの運営等に関する相談支援 利用者、家族等からの事業所の運営等に関する相談支援
2	グループホームの新規開設支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等に対する新規開設に関する提案 新規開設希望者に対する開設支援
3	グループホーム相互の協力体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者相互の横断的機関（連絡協議会、設置者会、世話人会、利用者会等）の設置、運営（研修会等の開催）
4	市町村、自立支援協議会、相談支援事業所等との連携体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、家族からの相談に関する各種相談窓口への引継ぎ 市町村の事業者相互の横断的機関への参画の促進 事業者の地域自立支援協議会への参画の促進
5	グループホーム等の事業に関する情報収集、提供等	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム等の空室情報、利用者からの利用希望情報の収集、提供等
6	グループホーム制度の普及、啓発	<ul style="list-style-type: none"> 障害者グループホーム大会、グループホーム講座の開催 各種講演活動（県外活動を含む） 各種広報活動（広報誌の発行、事業白書への寄稿等）
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の権利擁護に関する運営体制の整備の支援等

と あ さき いちらん 問い合わせ先 一覧

しえん ち ほけんない かしよ はいち
④ 支援ワーカーは千葉県内 12箇所に配置されています。



①	まるっと	080-6239-2557	⑦	海匠ネットワーク	0479-60-2578
②	がじゅまる+ (プラス)	047-300-9500	⑧	さんネット	0475-77-7531
③	えるあいサポート	047-710-9955	⑨	長生ひなた	0475-36-3013
④	NOMAD (ノマド)	047-187-5385	⑩	ひだまり	0470-28-5867
⑤	まげっと	043-308-6325	⑪	君津ふくしネット	0439-27-1482
⑥	香取障害者支援センター	0478-79-6919	⑫	いちほら福祉ネット	0436-23-5300
千葉県庁 障害福祉事業課				043-223-2308	